(3)　指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限を非常災害対策本部の職員に委任することができることとした。（第二七条第一項関係）

(4)　非常災害対策本部長は、その権限として、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等に対し、必要な指示をすることができることとし、同本部長は、その権限を非常災害対策副本部長に委任することができることとした。（第二八条第二項及び第四項関係）

(四)　緊急災害対策本部

緊急災害対策本部の設置要件について、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合から、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に拡大するとともに、特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときに緊急災害対策本部を設置する場合には、当該非常災害対策本部等は廃止されることとし、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継することとした。（第二八条の二第一項及び第三項関係）

3　防災計画

都道府県防災会議等が地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮することとした。（第四〇条第三項及び第四二条第四項関係）

4　災害予防

(一)　災害予防及びその実施責任

災害予防として行う事項に、災害が発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項を追加することとした。（第四六条第一項関係）

(二)　個別避難計画

(1)　市町村長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、本人の同意が得られない場合を除き、個別避難計画を作成するよう努めなければならないこととし、その作成のため必要があると認めるとき等は、避難行動要支援者の氏名等の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用すること等ができることとした。（第四九条の一四関係）

(2)　市町村長は、災害の発生に備え、避難行動要支援者等の同意を得た場合等において、避難支援等関係者等に個別避難計画情報を提供するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者等の同意を得ることなく、避難支援等関係者等に個別避難計画情報を提供することができることとした。また、避難行動要支援者等の権利利益の保護のため、必要な規定を設けることとした。（第四九条の一五～第四九条の一七関係）

5　災害応急対策

(一)　通則

(1)　特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、内閣総理大臣は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならないこととした。（第五一条の二関係）

(2)　市町村等の報告に係る災害が特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならないこととした。（第五三条第五項関係）

(二)　市町村長の警報の伝達及び警告

市町村長は、住民等に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知等をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供等必要な配慮をすることとした。（第五六条第二項関係）

(三)　市町村長の避難の指示等

(1)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができることとした。（第六〇条第一項関係）

(2)　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示することができることとした。（第六〇条第三項関係）

(四)　広域避難

(1)　市町村長は、災害が発生するおそれがある場合に、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要等があると認めるときは、同一の都道府県内の他の市町村の市町村長に協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならないこととした。（第六一条の四関係）

(2)　市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事との協議を求めることができることとし、協議を受けた他の都道府県内の関係市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならないこととした。（第六一条の五関係）

(3)　市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村長に協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならないこととした。（第六一条の六関係）

(4)　内閣総理大臣等は、都道府県知事等からの求めに応じ、広域避難に関する助言をしなければならないこととした。（第六一条の七関係）

(5)　都道府県知事は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、居住者等の運送を要請することができることとするとともに、指定公共機関等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、運送を指示できることとした。（第六一条の八関係）

(五)　応援の要求

他の市町村長等に対する応援の要求等について、その要件を災害が発生した場合から、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に拡大することとした。（第六七条第一項、第六八条、第七四条第一項、第七四条の二第一項、第七四条の三第一項及び第三項並びに第七四条の四関係）

6　財政金融措置

国がその全部又は一部を補助することができる費用の要件に、特定災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが不適当なもの等であって政令で定めるものを追加することとした。（第九五条関係）

二　災害救助法の一部改正関係

1　目的

この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社等の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）